

令和5年第4回昭島市議会定例会一般質問<教育委員会関係>について

大島ひろし 議員(3~5ページ)

- 2 未来を担う子どもたちが育つまちについて（学校教育部）（生涯学習部）
(1) 市民プールの再開と水遊び場の拡充について
(2) 不登校対策について
(3) 中学校の部活動指導員と補助員の拡充について

佐藤文子 議員(6ページ)

- 3 個人の尊厳や多様性の時代にふさわしく、子どもたちを権利の主体として尊重する教育行政を問う（学校教育部）
(1) 市内中学校における校則改善の取り組みの意義について

大野ふひと 議員(7ページ)

- 3 安心・清潔な学校生活に資する学校トイレの洋式化・乾式化について問う
(学校教育部)
(1) 市内公立小・中学校トイレの洋式化・乾式化の現状について
(2) 市内公立小・中学校トイレの洋式化・乾式化を推進する取り組みについて

青山秀雄 議員(8~9ページ)

- 2 社会教育問題について（生涯学習部）
(1) 市の文化施策に関する諸問題について問う
- 3 市民サービスの充実に向けた職員の職場環境について（生涯学習部）
(1) 市職員の健康促進に関する諸問題について問う

松原亜希子 議員(10~11ページ)

- 1 教育に関わる諸課題について（学校教育部）
(1) 置き勉の取組みについて
(2) 給食調理場の環境整備について

奥村博 議員(12~14ページ)

- 2 学校教職員の働き方について問う（学校教育部）
(1) 労働安全衛生管理規程に基づく実施状況について

(2) 教職員の婦人科検診について

安 保 満 議 員(15ページ)

1 スタートアップ支援について (学校教育部)

(2) 小中学生起業家教育プログラムへの参画について

永 井 み つ る 議 員(16~17ページ)

1 小中一貫校設置について (学校教育部)

(1) 「中1ギャップ」と思われる不登校の児童生徒の人数

(2) 「中1ギャップ」への対応の工夫

(3) 本市における「小中一貫校」設置に向けての考え方

2 ラークーション導入について (学校教育部)

(1) ラークーション導入についての考え方

(2) 導入にむけた課題

ゆ ざ ま さ 子 議 員(18~19ページ)

2 スポーツ振興について (学校教育部)

(1) 学校等利用時のスポーツ団体等による利用予約方法について

(2) 子ども達の体力向上に向けた取り組みについて

大島ひろし議員

2 未来を担う子どもたちが育つまちについて（学校教育部）（生涯学習部）

- (1) 市民プールの再開と水遊び場の拡充について
- (2) 不登校対策について
- (3) 中学校の部活動指導員と補助員の拡充について

【生涯学習部長】

ご質問の2点目、未来を担う子どもたちが育つまちについての内、1点目の市民プールの再開と水遊び場の拡充についてご答弁申し上げます。

はじめに「市民プールの再開について」であります。市民プールは、昭和48年の供用開始以来、家族や友人との交流を深めることや、小さなお子さんが、気軽に水に触れ合える場所として、多くの方々にご利用いただき、親しまれてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大で休業を余儀なくされた令和2年度にプール施設の劣化度調査を実施した結果、施設再開には多額の改修費用と、相当な期間を要することが判明いたしました。

さらに、市民プールの再開を検討する上では、昨今の猛暑日における熱中症等の健康への影響にも配慮する必要があり、今後は、子どもが遊べるような屋内プールの設置も含め、市民プールの在り方について、総合的に検討する必要がございます。

次に「水遊び場の拡充について」であります。

今年の夏は、東京で猛暑日の最多記録を更新しましたが、今後はこの暑さが平年並みになるとも言われております。

こうした状況下においては、ご指摘のとおり、親水公園的機能は、人々に涼を与えるなど、暑さ対策にも有効と考えられ、水と緑のまち昭島として、今後、庁舎南側のせせらぎ施設や昭島駅前の壁泉を活かすなど、水に親しみ、水遊びのできる場の拡充を検討してまいります。

【学校教育部長】

ご質問の2点目「未来を担う子どもたちが育つまちについて」のうち、2点目の「不登校対応策について」ご答弁申し上げます。

はじめに、昭島市立小・中学校の過去5年間の不登校児童・生徒数についてであります。小学校では、平成30年度が35人、令和元年度が35人、令和2年度が42人、令和3年度が82人、令和4年度が104人、中学校では、平成30年度が80人、令和元年度が94人、令和2年度が91人、令和3年度が99人、令和4年度が132人となって

おり、小学校、中学校共に増加傾向にあります。

コロナ禍前の令和元年度と令和4年度を比較すると、小学校は約3倍、中学校は1.4倍に増加しており、不登校児童・生徒数が、10年連続で増加している国の傾向と同様の状況となっております。

この増加に対する教育委員会の分析についてであります、1点目といたしましては、コロナ禍における生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、人との距離をとる生活が求められ、交友関係を築くことが難しかったことなど、登校意欲が湧きにくい状況にあったことなどが考えられます。

2点目といたしましては、児童・生徒が登校したくないと感じた時に、まずは周囲の大人が共感的に受け止め、オンライン学習をはじめ、児童・生徒が過ごしやすい学習環境を選べるように配慮するなど、不登校についての考え方の変化が挙げられます。

これらの児童・生徒への対策として、各小中学校では、電話や訪問、オンラインによる連絡で緊密な関係づくりを行うとともに、別室登校の環境を整え、教員や支援員などが個別に学習や相談に応じております。

また、本年度新たな対応として、成隣小学校と清泉中学校、多摩辺中学校が、東京都の支援を活用し、不登校児童・生徒の居場所について、教室とは雰囲気が異なるアットホームな環境整備を図るとともに、人的配置も実施しております。

更に、昭和中学校と多摩辺中学校が、不登校加配教員を活用した『不登校の「居場所づくり」「きづなづくり』』をはじめとした取組事例を市内全校に発表し、各校の不登校対応に生かすための研修会を実施いたしました。

次に、令和5年度フリースクールに通っている児童・生徒の人数についてであります、11月末の段階で、小学生は3人、中学生は10人となっております。

このフリースクールに登校する際の費用につきましては、基本的に保護者が負担しております。

こうした中、フリースクールの利用料補助につきましては、令和4年度より、東京都の「フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業」により、保護者が東京都へ申請を行えば、フリースクールに関する東京都の調査に協力する代わりに、該当児童・生徒のフリースクールに要する費用の一部を補助する制度が導入されております。

令和5年度は、フリースクールに登校している小・中学生13名の全ての保護者の方が申請し、既にこの補助を受けております。

このため、市のフリースクールの利用料補助につきましては、都の補助制度の動向を注視してまいります。

次に3点目「中学校の部活動指導員と補助員の拡充について」であります。

本年度、部活動のあり方について検討するため、「中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討委員会」を立ち上げ、これまで2回の会議を実施しております。

この会議は、本年度は学校教育部のほかに、中学校長会及び中学校副校長会の代表、生涯学習部の管理職で構成し、令和6年度以降における中学校部活動の円滑な地域連携・地域移行に向けた協議を進めております。

この協議の中で、部活動指導員及び部活動指導補助員の取組については、教員と生徒に実施したアンケートの調査結果や検討委員会の協議においても、子どもたちの技術の向上や教員の働き方改革の両面から効果がある取組の一つであるとの共通認識に至っております。

こうしたことから、中学生の部活動指導員と部活動指導補助員の拡充につきましては、子どもたちが自ら興味を持って様々なスポーツ・文化芸術に親しむことができ、教員の業務負担軽減にも資する取組となるよう検討してまいります。

佐 藤 文 子 議 員

3 個人の尊厳や多様性の時代にふさわしく、子どもたちを権利の主体として尊重する教育行政を問う（学校教育部）

（1）市内中学校における校則改善の取り組みの意義について

【学校教育部長】

ご質問の3点目「個人の尊厳や多様性の時代にふさわしく、子どもたちを権利の主体として尊重する教育行政を問う」についてご答弁申し上げます。

「市内中学校における校則改善の取り組みの意義について」であります。子どもたちは、あらゆる場面で権利の主体として尊重される必要があり、子どもの年齢や発達の程度に応じた意見を尊重し、子どもの最善の利益を実現することが重要であると理解しております。

学校における校則は、生徒が健全で、楽しい学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設ける基本的なルールであり、生徒の発達段階や地域の状況、時代の変化等も的確に捉えて決めていくことが大切であります。

こうしたことから、校則の見直しにあたっては、生徒の校則に対する理解を深め、自分たちのものとして守っていこうとする態度を養い、主体性を培う機会となるよう配慮する必要があると考えております。

市内6校の全ての中学校では、この意義を十分に理解し、生徒の意見を反映させながら、校則の見直しを行っております。

見直しの頻度につきましては、毎年実施している中学校が3校、2年から3年おきに実施している中学校が3校となっております。

また、校則の見直しにあたりましては、生徒主体の検討委員会を発足し、見直しの意図や目的、見直し後の効果などを話し合い、その検討内容を生徒総会に提案し全生徒による見直しの決議を行うなど、各中学校で生徒の主体的な思いを大切に捉えながら進められております。

見直した内容につきましては、「学校の決まりやルール」を記した資料を学校が改めて作成し配布するなど、生徒や保護者に対して丁寧な説明も行われております。

今後におきましても、校則の見直しはもとより、子どもの権利や意見を尊重し、生徒、保護者の意見や要望に真摯に耳を傾けながら、更なる教育活動の充実に努めてまいります。

大野ふひと議員

3 安心・清潔な学校生活に資する学校トイレの洋式化・乾式化について問う

(学校教育部)

- (1) 市内公立小・中学校トイレの洋式化・乾式化の現状について
- (2) 市内公立小・中学校トイレの洋式化・乾式化を推進する取り組みについて

【学校教育部長】

ご質問の3点目「安心・清潔な学校生活に資する学校トイレの洋式化・乾式化について問う」にご答弁申し上げます。

初めに、「市内公立小・中学校トイレの洋式化・乾式化の現状について」であります。教育委員会では、「昭島市公共施設等総合管理計画」における「学校施設の個別施設計画」を策定し、小・中学校の校舎・体育館などの「便所改修」については、当初、校舎等の大規模改修に合わせて実施することとし、令和21年度までに洋式化等を完了する計画としておりました。

しかしながら、この計画では、洋式化の完了に期間がかりすぎることから見直しを図り、学校トイレの洋式化に特化した新たな計画として、「昭島市立小・中学校トイレ洋式化・乾式化早期実施計画」を策定し、令和6年度から令和8年度までの3か年に短縮して実施することといたしました。

次に「市内公立小・中学校のトイレ数について」でありますが、令和5年4月1日現在、校舎と体育館のトイレの総数は359箇所で、大便器の総数は921個となっております。そのうち、トイレの床の乾式化を済ませたのが、277箇所、大便器の洋式化を済ませたのが、578個、となっております。

次に「市内公立小・中学校トイレの洋式化・乾式化を推進する取り組みについて」であります。

学校トイレの洋式化・乾式化につきましては、本年度は清泉中学校で工事を実施しておりますが、議会においても、また、保護者の方々からも早期洋式化のご意見を頂いてまいりました。これを踏まえ、ご答弁申し上げましたとおり、新たに策定した「昭島市立小・中学校トイレ洋式化・乾式化早期実施計画」に基づき、期間を短縮して着実に実施してまいりたいと考えております。

青山秀雄議員

2 社会教育問題について（生涯学習部）

（1）市の文化施策に関する諸問題について問う

3 市民サービスの充実に向けた職員の職場環境について（生涯学習部）

（1）市職員の健康促進に関する諸問題について問う

【市長】

新型コロナウイルス感染症も第5類となり、先ごろ開催されました市民文化祭等をはじめ、市民の文化芸術活動も益々盛んになっていることを肌で感じております。

この再び盛り上がりを見せ始めた市民の文化芸術活動を更に推進していくためには、市民が身近なところで活動や発表をすることのできる場の確保が不可欠であると考えております。

昭島市文化芸術推進基本計画におきましても、「文化芸術活動に係る環境の整備及び充実」を盛り込んでおり、FOSTERホール・公民館、アキシマエンシス、市立会館等において、その活動及び発表の場を整備し、活用していただいており、益々その需要も高まるものと感じております。

また、歴史的文化遺産や伝統的な文化芸術は、市民の共有財産であり、これを保存・承継していくことは、将来の文化芸術を発展させる基礎となるものです。

国指定文化財の「玉川上水」をはじめ、都及び市の文化財に指定されている「木造大日如来坐像」など、「大日堂」に関連する文化財及び拝島三町の人形屋台等、また平成31年に市の文化財として指定した「中神・熊野神社本殿及び拝殿」に対し、市は、その修繕や、防火・防災対策等の補助を行っております。

伝統芸能の分野では、東京都指定無形文化財である「中神の獅子舞」のほか、「拝島町日吉神社祭礼囃子」及び「福島ばやし」を市指定の文化財とし、保存、育成事業等を行い、文化の承継に努めております。

伝統的な文化芸術の保存・承継並びに文化芸術活動に係る環境の整備及び充実は、文化芸術分野におけるシビックプライドの醸成に欠かすことのできないものと捉えています。

今後も市民の期待に応えられるよう、文化芸術活動の推進に取り組んでまいります。

【生涯学習部長】

ご質問の2点目、社会教育問題についてご答弁申し上げます。

はじめに「車人形」についてあります。

八王子市教育委員会が令和2年に発行した「八王子車人形調査報告書」等の文献によりますと、車人形は、文楽などでは、通常3人で操る人形を一人で操れるよう考案したもので、文政8年、1825年に現在の埼玉県飯能市で生まれ、天保の末年から本市の旧大神村の造り酒屋で働いていた「山岸柳吉 氏」により創始されたものとされております。

嘉永5年、1852年にはすでに創始されており、明治10年には、「むさし車人形大神一座」を率い、明治15年6月付けで北多摩郡長宛てに人形遣いとして「営業届」を提出した記録があるとのことでございます。

そして、その後、明治19年、妻の死をきっかけに八王子の小泉座に移って行ったとされております。

のことから、「車人形」が昭島において発祥したとの説には一定の根拠があるものと考えております。

次に、アキシマエンシス内の事務室の環境改善についてであります。

アキシマエンシス設計当初におきまして、アキシマエンシス管理課の事務室は5名程度での使用を想定しておりましたが、組織の改正を経て現在、7名で使用しております。

ご指摘のとおり、事務所が狭隘化していることは認識しており、現在、事務室環境の改善に向け検討を進めております。

松原亞希子議員

1 教育に関する諸課題について（学校教育部）

- (1) 置き勉の取組みについて
- (2) 給食調理場の環境整備について

【学校教育部長】

ご質問の1点目「教育に関する諸課題について」ご答弁申し上げます。

初めに、「置き勉の取組について」であります。

児童生徒が持ち運ぶ教材の種類は複数ありますが、教科用図書につきましては、改定のたびにページ数が増えたり、大判化してきたことにより、重量化の傾向が続いている。また、ICT教育を推進するため、児童・生徒に一人1台貸与された学習用端末の家庭への持ち帰りを加えると、持ち運ぶ教材の更なる重量化が見込まれました。これが、児童・生徒の身体の健やかな発達に影響を及ぼしかねないことなどに鑑み、文部科学省は「児童生徒の携行品に係る配慮について」通知を発出しました。

この通知を受け、本市におきましても、各学校が現状を十分に把握した上で、児童・生徒の健康を最優先に、全小中学校校において置き勉を実施しております。

置き勉の取組を進めるにあたりましては、各学校・学級の授業進度や宿題等を考慮しながら実施する必要があり、教育委員会が主導して一律に設定することは難しく、各学校、学年等において、教育活動の現状に合わせた設定が妥当と考えております。

そのため、教育委員会といたしましては、各学校が置き勉における教科等を設定するにあたり、児童生徒の健康を最優先にすることや、持ち帰りの判断をある程度は児童生徒に委ねて、主体性を育むなど、置き勉の目的に関して、その共有化を図っております。

置き勉の取組状況は、学校によって異なりますが、学校や学年で統一した決まりを設けて実施しており、一例として、小学校においては、発達段階によって児童自ら判断することが困難な場合も想定されるため、担任や教科担当が、家庭学習で必要な教科の道具以外は、学校に置いて帰ってもよいことを、繰り返し伝えております。

また、中学校においては、生徒自らが、持ち帰るものや持ち帰る時期を判断したり、「置いて帰ってよいものリスト」を生徒自身が作成し、見える化を図ったりしております。

ご提案いただきました、児童・生徒が持ち歩く物の重量の実態調査や置き勉につ

いて、教員・児童生徒・保護者へのアンケート調査、教育委員会主導で市内小中学校での実施の試みにつきましては、全小中学校において一定のルールを設け、保護者の声も聴きながら、実情に合わせ置き勉を既に実施していることや、調査には一定の事務量が生じることから、教員の働き方改革の観点からも、教育委員会が主導して実施を試みることには、困難性があると考えております。

次に、「給食調理場の環境整備について」であります。

はじめに「調理員、調理補助員、配置員が着用している白衣」につきましては、学校給食従事者の安全と衛生管理を第一に、素材や袖の仕様、作業のしやすさ等を総合的に考慮する中で、暑さ対策に適した白衣の貸与について検討してまいります。

次に、「調理場の暑さ対策について」であります。

自校給食校及び親子調理方式の中学校の調理室には空調設備を設置していないことから、局所的に冷風を送ることができるスポットクーラーを配置するとともに、エアコンを設置した休憩室等において、交代でクールダウンすることや、こまめに水分補給、塩分補給ができるよう、経口補水液や塩分タブレットを配布するなどの暑さ対策を実施してまいりました。今後、調理業務従事者を中心に、調理業務の特性と折り合いを付ける中で、更なる暑さ対策としてどのような手立てが効果的か検討してまいりたいと考えております。

なお、新たに整備する学校給食共同調理場につきましては、学校給食衛生管理基準において、「調理室の温度は 25℃以下、湿度は 80%以下に保つよう努めること」としております、空調を完備した施設として、令和6年4月の供用開始に向け整備を進めております。

奥 村 博 議 員

2 学校教職員の働き方について問う（学校教育部）

- (1) 労働安全衛生管理規程に基づく実施状況について
- (2) 教職員の婦人科検診について

【教育長】

教員は、未来を担う子どもたちが、自らの個性や能力を伸ばし、困難な状況にあっても主体的に道を切り拓き、しなやかに、たくましく生きていくために必要な資質・能力を育む、その重要な役割の担い手として、大切な人財であります。

しかし、教育現場では、不登校や教育的配慮をする児童・生徒の増加や、多様化・複雑化するいじめ問題への対応、情報化社会の進展に伴うICT教育推進への対応など、教員の負担が増大し、長時間労働が社会問題となっております。これが、教員のなり手不足を招いた一つの要因とも捉えられ、求める人材の確保が困難な状況となっております。

こうした状況を背景に、学校における働き方改革を含む諸課題の解決へ向け、令和5年8月「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」として、中央教育審議会・分科会の提言が取りまとめられました。その中で、教育に関わる全ての者の総力を結集して取組み、現在の状況を改善する必要があるとし、具体的には、「国・都・市・学校、それぞれが自分事として、その権限と責任に基づき主体的に取り組むこと」、「保護者や地域住民、企業など、社会全体で本課題に対応していくこと」の重要性が示されました。

本市では、「学校の働き方改革実施プラン」を策定し、教員の勤務時間の把握、スクールサポートスタッフや部活動指導員の積極的な配置、学校留守番電話の運用時間の拡大など、教職員の負担を軽減し、情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境の整備に努めてまいりました。

教員のなり手不足により、一人一人の役割と責任が重みを増している今、さらに教員の働き方を見直し、負担を軽減して、子どもたちと向き合える時間の確保に、一層努めていくことが重要であります。

本年度から開始した学校運営協議会、コミュニティ・スクールの取組も、地域資源を活用した学校教育力の向上を目指すものであります。今後も、様々な観点から学校を支える人員体制の強化を図り、教職員が、より働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。

【学校教育部長】

ご質問の2点目「学校教職員の働き方改革について問う」にご答弁申し上げます。

初めに、1点目の「労働安全管理規定に基づく実施状況について」のうち、「過労死ラインを超えている方の指導について」であります。

令和4年度に本市の教職員で国が示す過労死ラインの月80時間を超える超過勤務をした教員は、2名となっております。この2名に対しましては、管理職が注意喚起し、健康状態の把握や個別面接を実施しております。また、産業医による面接指導も実施いたしました。

次に、「30人学級など少人数学級を実現することについて」でありますが、国は、令和3年度から段階的に、小学校の学級編成の標準を35人学級に移行することとし、本市におきましても、令和6年度は5年生が、令和7年度には6年生が35人学級へと再編成され、小学校の全ての学年が35人学級となります。

そのため、少人数学級につきましては、国の方針に沿って、35人学級に対応するための教室環境の確保や学習環境の整備など、順次、進めることとしております。

次に、「教員の欠員や未配置をなくすことが長時間労働の解消につながる」についてでありますが、一人一人の教員に多くの役割が求められる中で、長時間勤務を是正し、教員の健康を守るために、教員の欠員や未配置の解消に努めることが、大変重要であると捉えております。

現在、東京都全体で教員が不足しているため、学校が求める人材をなかなか見つけられない状況にございますが、東京都、また市からも人材情報を提供し、補充教員の確保に努めるとともに、エデュケーションアシスタントの配置や、時間講師の任用などにより、教員の負担軽減に努めております。

引き続き、こうした人員補充に取り組みながら、スクールサポートスタッフや副校长補佐、社会の力活用事業による学習指導など、学校に配置している外部人材も有効活用し、業務の見直しや効率化、地域の力を活用した教員の負担軽減を進め、働き方改革を進めてまいります。

次に、労働安全管理規定における「50人以上の認定の検討状況」についてであります。

本市では、「昭島市立学校職員労働安全管理規程」に該当する職員は、昭島市公立小中学校に常時勤務する都費負担の職員、及びこれに準ずる者として、教育長が認める者としております。他の自治体では、該当する職員を都費負担の職員としている事例がございますが、引き続き、他の自治体の事例や動向を注視する中で、該当する職員の範囲等、整理をしてまいります。

次に、「産業医の配置と選任の検討状況について」であります。現在、職員が50人を超える学校がないことから産業医の配置はしておりませんが、教員の面接指導の際には、市の産業医を指定し実施しております。

次に、「教職者における精神疾患の状況を開拓する対策について」であります。

各学校では、教員一人一人の勤務時間を超える時間数を確認し、「学校の働き方改革実施プラン」に基づき、管理職から注意喚起を行うとともに、健康状態の把握や面接指導を実施しております。

また、全校の教職員を対象としたストレスチェックを実施し、その結果を管理職に報告し、共有を図る中で、教職員の健康リスクや仕事の負担について、職場環境の改善を図るよう指導しております。また、子どもたちや保護者の対応は担任が1人で抱え込まず、チーム学校で対応するよう指導しております。

さらに、東京都教育委員会におけるメンタルヘルス支援事業や、リワークプログラム、メンタルヘルス不調による病気休職から復職した教員を対象としたフォローアッププログラムを実施するとともに、教職員向けメンタルヘルス対応冊子を配布し周知・啓発に努めております。

次に、2点目の「教職員の婦人科検診について」であります。

教職員の健康診断は、学校保健安全法において「学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。」と規定されております。このため、昭島市公立小中学校の職員の健康診断は、学校の設置者である本市が実施しております。

また、健康診断の検査項目は、学校保健安全法施行規則において、身長・体重、血圧や肝機能などの検査項目が規定されており、本市の健康診断はこの規則に沿った内容で実施しております。

本市における教職員の婦人科検診は、令和2年度まで子宮頸がん検診を実施しておりました。

しかしながら、市職員の健康診断においては、婦人科検診を実施していないこと、各自治体において、住民向けの子宮頸がん検診や乳がん検診が実施されているほか、教職員が人間ドックを受けるにあたり、加入する共済組合からの補助制度があることから、廃止といたしました。このため、教職員の婦人科検診の復活につきましては、現時点においてはその考えはございません。

安 保 満 議 員

1 スタートアップ支援について（学校教育部）

（2）小中学生起業家教育プログラムへの参画について

【学校教育部長】

ご質問の1点目「スタートアップ支援について」のうち、2点目の「小中学生起業家教育プログラムへの参画について」ご答弁申し上げます。

産業構造や就業形態の変化、グローバル化の進展をはじめ、子供たちの進路をめぐる状況は大きく変化し、児童生徒一人一人が主体的に進路を選択・決定できる能力を高め、社会的・職業的自立を促すキャリア教育の重要性が増しております。

また、教育再生実行会議（第七次提言）において、新しい価値を生み出す主体性や創造性、起業家精神等、これから時代に求められる資質・能力を育成するための教育活動の必要性が指摘され、令和4年度より、文部科学省が小中学校から高等学校にまで対象を拡げ、企業体験活動の普及が図られていることも承知しております。

本市におきましては、各学校が作成した「キャリア教育全体計画」や「年間指導計画」に基づき、計画的にキャリア教育に取り組むとともに、昭島市版キャリアアルバムと名付けたキャリア・パスポートを活用した指導を行い、学んだことを新たな学習や生活への意欲につなげ、将来の生き方を考える力を養っております。

また、中学校2年生を対象に、将来の希望や興味のある事業所で働くことを体験することで、望ましい勤労観や職業観を育成しており、教育委員会といたしましても受入れ先の事業所の拡大に努めております。

「起業家教育プログラムの参画」につきましては、地域資源を生かした探究的な学習にもつながり、総合的な学習として取り組んでいる近隣の学校があることやキャリア教育の効果をさらに高める取組でもあることから、先進的・効果的な事例として学校に周知してまいります。

永井みつる議員

1 小中一貫校設置について（学校教育部）

- (1) 「中1ギャップ」と思われる不登校の児童生徒の人数
- (2) 「中1ギャップ」への対応の工夫
- (3) 本市における「小中一貫校」設置に向けての考え方

2 ラークーション導入について（学校教育部）

- (1) ラークーション導入についての考え方
- (2) 導入にむけた課題

【学校教育部長】

ご質問の1点目「小中一貫校設置について」ご答弁申し上げます。

はじめに、「「中1ギャップ」と思われる不登校の児童生徒の人数」についてであります。

本年4月に、本市6校の公立中学校に入学した1年生のうち、不登校の生徒は、14名となっております。そのうち、12名の生徒は、4月は登校していたものの、5月に入ってから欠席日数が増え、今も不登校状態にあることから、それぞれが持つ中学校生活への不適応要因により、登校が困難な状態にあるものと捉えております。

次に、「中1ギャップ」への対応の工夫についてであります。本市におきましては、小中連携教育の取組として、市内全ての公立学校において、中学校区ごとに年3日の小中連携の日を設け、毎年度、継続的に実施してまいりました。この取組の目的の一つに中1ギャップの解消を掲げ、小学校6年生が中学校を訪問し、校内の様子や授業の見学、部活動の体験、音楽行事への参観などを通じて、進学後の中学校の様子を知ることにより、中学校生活への不安を軽減し、入学への期待を膨らませる機会としております。

また、入学後には、学年集会や学級活動において、教科担任制や定期考查、制服の着用など、小学校との違いを丁寧に説明する時間を設けるほか、校舎巡りなども行い、生徒の緊張をほぐしながら、中学校生活に慣れていくための様々な工夫をしております。

次に、本市における「小中一貫校」設置に向けての考え方についてであります。

小中一貫校につきましては、同じ地域の小中学校が連携し、義務教育9年間の教育課程を見通して階段を緩やかにした教育活動が実践できることや、小中学校の垣根を超えて様々な活動や行事に取り組めること、中1ギャップの解消に一定の効果

をもたらすことなどがメリットとして挙げられます。一方で、小中一貫校では、小学校卒業という一つの達成感が得られにくいことや、9年間、児童・生徒が変わらない環境にあるため、人間関係が途中で上手くいかなくなったりした際に、いじめや不登校への発展に課題を残すなど、デメリットも指摘をされております。

本市における「小中一貫校」の設置につきましては、小中学校の義務教育9年間に連続性をもたせた教育の意義を踏まえ、現行の中学校ブロックごとの小中連携教育の取組を継続しながら、発達段階に応じた教育活動の連続性や教職員間の連携、地域間の連携に資する取組をさらに推進する中で、学力向上の視点も含め、今後的小中一貫教育のあり方について、引き続き、検討してまいります。

次に、2点目の「ラーニングの導入」についてであります。

はじめに、「ラーニング導入についての考え方」、についてでありますが、働いている保護者と子どもたちの休みがずれ違う場合に、子どもと保護者が一緒に休みを取り、家族そろって学びを深める体験活動などを自ら考え企画実行する校外学習は、一つの考え方として意義あるものと捉えております。その半面、家庭の様子が分かってしまう、学習が遅れる、教員の負担が増えるなど、保護者や学校には賛否両論あることが指摘をされております。

本市といたしましては、こうしたラーニングのメリット、デメリットや、先行自治体の取組事例も注意深く検証し、導入の可否については慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、「ラーニング導入に向けた課題」についてでありますが、先にご答弁申し上げましたデメリットに加えて、経済的な事情で活用できる子どもと、そうでない子どもがいることなど、保護者の考え方や家庭環境の違いから、子どもたちが抱く感情にどのように寄り添えばいいのか、様々な配慮が必要であると考えております。

ゆざまさ子議員

2 スポーツ振興について（学校教育部）

- (1) 学校等利用時のスポーツ団体等による利用予約方法について
- (2) 子ども達の体力向上に向けた取り組みについて

【学校教育部長】

ご質問の2点目「スポーツ振興について」ご答弁申し上げます。

はじめに、1点目の「学校等利用時のスポーツ団体等による利用予約方法について」であります。

まず、「学校施設を利用する際の手続き」につきましては、使用する団体から学校経由で教育委員会宛てに使用申請書をご提出いただきますが、その際、校長が教育活動に支障がないと判断した場合に教育委員会において使用を許可しております。

次に、「学校施設を何団体利用しているのか」についてでありますが、約200団体の方々が使用しております。

次に、「公共施設予約システムを活用した学校施設のオンライン導入について」でありますが、多摩地区でもいくつかの市が、学校施設の空き状況の確認や申請手続きをオンラインで実施していることは認識しております。

「学校施設の利用予約におけるオンライン導入」につきましては、すでに導入している他の自治体の事例等を参考にして、学校施設利用者の利便性の向上や、受付等事務処理を担う教職員の負担軽減に資するものとなるのか、費用対効果も併せて、総合的に勘案する中で、導入の可否について検討してまいります。

次に、2点目の「子ども達の体力向上に向けた取組について」ご答弁申し上げます。

コロナ禍における感染拡大防止を目的とした教育活動の制限などから、近年、全国的に児童生徒の体力が低下傾向にあります。

スポーツ庁は、コロナ禍以降、SNS依存など児童生徒を取り巻く生活環境の変化や、欠食などの家庭環境の変化とともに、運動時間が1日1時間以下の児童生徒が全国的に増えていることも、子どもたちの体力低下の一因として指摘しております。

「本市の状況」につきましては、本年度の体力調査において、小中学校の児童生徒ともに体力が低下しております。

「今後の体力向上に向けた取組」につきましては、引き続き、元気アップガイドブックを効果的に活用し、運動や望ましい生活習慣づくりの取組を進めるととも

に、児童・生徒が日常生活の中で主体的に楽しく体を動かす機会を増やすために、運動に遊びの要素を取り入れるなどの授業改善を進めてまいります。

また、これらの取組は、ご家庭と一体となっての取り組みが効果的であり、子どもの生活習慣や体力向上について、ご家庭と共有する機会をつくっていけるよう学校に働きかけてまいります。

次に、「朝の登校前の時間を利用した体力づくりの導入について」であります。

登校前の時間に校庭を開放し、保護者や地域の方々の協力を得て、児童が運動遊びに親しむ機会を創出している小学校が1校ございます。さらにこの小学校では、東京都の補助金を活用して、校庭にプレイパークを設置し、子どもたちが楽しく運動する機会の創出にも取組んでおります。

教育委員会といたしましても、こうした新たな取組につきましては、学校と情報共有を図るとともに、その効果や運営体制などについて検証してまいりたいと考えております。

「朝の登校前の時間を利用した体力づくりの導入」につきましては、この取組の検証や他市の取組事例を踏まえ、子どもたちの体力向上や居場所作りなどとして、また、保護者や地域の方々、教職員の働き方改革の観点など様々な角度から効果や課題を整理し、本市としてどのような対応が可能となるのか検討してまいります。